

別紙 2

(協定第 5 条関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

| 年度 | 債務引受限度額 |
|-------|---------|
| H 1 8 | 68百万円 |
| H 1 9 | 157百万円 |
| H 2 0 | 136百万円 |
| H 2 1 | 39百万円 |
| H 2 2 | 124百万円 |
| H 2 3 | 178百万円 |
| H 2 4 | 0百万円 |

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五カ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。